

27 学校休業中の就学援助について

**【問】**

- ①学校休業中は学校給食の提供がなかったが、現在、就学援助を受けている家庭に対しては、その期間中の学校給食費相当額を控除することなく保護者へ支給すべきと考えますが、市の見解をお伺いします。

**【答】**

- ①就学援助費は、学校教育に関わる費用に対しての扶助であると考えられるため、休業期間中の学校給食費相当分を支給することは行っていません。本市といたしましては、学校の臨時休業をはじめ、様々な影響を受けている子育て世帯を支援するため、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」に対し、児童1人あたり1万円を上乗せして支給するなど実施していますので、こうした支援を活用いただければと考えています。

(学校教育課 R2. 6. 29 回答)